

中小企業経営強化 税制の創設

注目トピックス

01 | 中小企業経営強化税制の創設

平成29年4月1日以降に取得する資産には、中小企業経営強化税制が適用できる可能性があります。中小企業経営強化税制とは一体どのようなものなのでしょうか。

特集

02 | 平成29年3月期の決算ポイント

平成29年3月期決算では、法人税率、欠損金の繰越控除、減価償却等について制度の変更がありました。適用される税制改正の内容等を把握しておきましょう。

03 | 会社の種類と機関の決め方

法人を設立するにあたってのよくある質問が「会社の種類をどうしたらよいか?」というものです。会社の種類や機関の決め方について解説します。

話題のビジネス書をナナメ読み

04 | アイデア大全 (フォレスト出版)

物事をすすめる際に行き詰まってしまふことは多々あります。本書では古今東西のアイデア発想法、科学技術、芸術、文学、哲学、心理療法、宗教、呪術など幅広い分野から、新しい考えを生み出す42個の技法が紹介されています。



中小企業経営強化税制の創設

平成 29 年 4 月 1 日以降に取得する資産には、中小企業経営強化税制が適用できる可能性があります。中小企業経営強化税制とは一体どのようなものなのでしょうか。

はじめに

平成 29 年度税制改正により中小企業経営強化税制が創設されます。4 月 1 日以降に取得した分からの適用となるため、ここでポイントを確認したいと思います。

中小企業経営強化税制の概要

中小企業経営強化税制は、青色申告書を提出する中小企業で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが、平成 29 年 4 月 1 日から 31 年 3 月 31 日までの間に、生産等設備を構成する一定の資産の取得をして、一定の事業のために利用を開始した場合に、即時償却と 7% の税額控除との選択適用ができるものです。

特定中小企業者の場合は 10% の税額控除が可能となります。また、税額控除における控除限度額は当期の法人税額の 20% が上限ですが、控除限度超過額は 1 年間繰り越すことができます。

中小企業等経営強化法とは

生産性を向上させる取組を計画した中小企業等を税制面などで積極的に支援していこうとする法律です。少子高齢化、人手不足等の状況においても効率的に付加価値を踏み出すことが必要であると政府は考えています。

対象となる資産は、機械装置、工場、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアで、「特定経営力向上設備等」に該当するもののうち、一定規模以上のものとなっています。

「特定経営力向上設備等」に該当する資産というのは次のいずれかに該当するものです。一定規模以上というのは、取得価額のことで、機械装置であれば 1 台または 1 基の取得価額が 160 万円以上、器具備品であれば 30 万円以上のものが対象となります。

- ・ モデル比で経営力の向上に資するものの指標が年平均 1% 以上向上するもの（生産性向上設備）
- ・ 年平均 5% 以上の投資利益率が見込まれると経産大臣の確認を受けた投資計画に記載されたもの（収益力強化設備）

経営力向上計画が必要

中小企業経営強化税制の特徴は、経営力向上計画について認定を受ける必要があるところです。中小企業にとって一般的な中小企業投資促進税制等では経営力向上計画の認定は求められませんので、同制度のように気軽に適用することはできません。この経営力向上計画の認定は、平成 28 年度税制改正で創設された中小事業者の固定資産減税と同様の仕組みで行われる方向です。したがって、経営力向上に係る一定の計画を策定し、事業分野別の主務大臣に計画を提出・認定を得ることになります。この点、生産性向上設備は工業会等の証明書を入手した上で、収益力強化設備は経済産業局による「投資計画」の確認を受けた上で、「経営力向上計画」の申請を行うことになる方向です。したがって、基本的には次のような手順を踏むことになると考えられます。

【生産性向上設備】

- ① 工業会等から証明書を入手
- ② 「経営力向上計画」の申請・認定
- ③ 設備の取得・事業供用

【収益力強化設備】

- ① 税理士等による投資計画の事前確認
- ② 経済産業局による投資計画の確認
- ③ 「経営力向上計画」の申請・認定
- ④ 設備の取得・事業供用

中小企業経営強化税制についてのご質問は、当事務所までお問い合わせください。

平成 29 年 3 月期の 決算ポイント

まもなく平成 29 年 3 月の決算期を迎える経理担当者にとっては、本決算期から適用される税制改正の内容等を把握しておきたいところだと思います。

はじめに

平成 29 年 3 月期決算では、法人税率、欠損金の繰越控除、減価償却等について制度の変更がありましたので改正点について解説します。

法人税率の引き下げ

平成 28 年度税制改正において、法人税の税率が 23.9% から 23.2% に引き下げられました。ただし、平成 28 年度、平成 29 年度は 23.4% となります。

表の太枠部分が本決算期で適用される税制です。中小法人に適用されるいわゆる軽減税率（19%）及び軽減税率の特例（15%）については見直しがありません。

法人の区分	28・29 年度		30 年度	
	所得 800 万円以下の部分		所得 800 万円以下の部分	
中小法人以外の普通法人	23.4%	—	23.2%	—
中小法人	23.4%	19% (15%)	23.2%	19%

欠損金の繰越控除

各事業年度開始の日前 9 年以内に開始した事業年度で青色申告書を提出した事業年度において欠損金額（いわゆる赤字）が生じた場合、その青色欠損金額に相当する金額は、各事業年度の所得の金額の計算上、一定の割合まで損金算入することができます。

平成 28 年度税制改正において、中小法人以外の法人の欠損金の控除限度額の段階的な引き下げについて見直しが行われました。本決算期で適用される控除限度額は表のと

おりです。

事業年度	控除限度額
平成 28 年 4 月 1 日～29 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度	欠損金額控除前の所得の金額の 60%

欠損金の繰戻しによる還付

青色申告書を提出する事業年度に欠損金額が生じた場合、その欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始した事業年度に繰戻して法人税額の還付を請求できます。

ただし、中小法人の欠損金額を除き、一定期間内に終了する各事業年度において生じた欠損金額については適用が停止されています（不適用措置）。

平成 28 年度税制改正において、不適用措置の期限が 2 年延長され、平成 30 年 3 月 31 日までとなりました。よって、中小法人以外の法人は本決算期においても本制度は適用できません。

今回は、平成 29 年 3 月期決算のポイントとして解説しましたが、平成 29 年 4 月以降に決算を迎える企業もすべてこれらの規定の適用を受けることとなりますので、ご参考ください。

平成 29 年 3 月期決算のポイントについてのご相談は、当事務所までお気軽にお問合せください。

会社の種類と 機関の決め方

法人を設立するにあたって、最初に受ける質問が、会社の種類をどうしたらよいかというものです。株式会社が一般的ですが、最近は合同会社を使う企業も増えてきています。

はじめに

法人を設立するにあたって、最初に受ける質問が、会社の種類をどうしたらよいかというものです。一言に会社といっても会社の種類は様々です。

株式会社が一般的ですが、最近はGoogleやAppleなど合同会社を使う企業も増えてきています。会社の種類とそれぞれの会社のメリット等について解説します。

会社の種類

会社を設立しようと思った場合、会社法上は、次の4種類の会社を選択することができます。

- ・株式会社
- ・合同会社
- ・合資会社
- ・合名会社

最近設立される会社のほとんどは株式会社です。あえて合同会社にする必要がない場合は、株式会社を選択するのが一般的です。

合資会社と合名会社を設立するケースは、非常に稀であり、一般的には候補とされません。一方で、あえて合同会社を選択したほうがよいのは次のような場合です。

合同会社を選択した方が良い場合

まずは設立コストを安く済ませたい場合です。株式会社の場合、定款を公証役場で認証してもらう必要がありますが、合同会社はこの手続きが不要です。

定款の認証費用が5万円程度、さらには設立登記の登録免許税の最低金額が株式会社の場合は15万円必要であるのに対して、合同会社なら6万円となります。

次に役員任期を定めたくない場合が挙げられます。株式会社の場合は、最大でも役員任期が10年間であり、10年に1度は役員変更登記が必要となります(同じ方が続けたとしても、重任の登記が必要です)。

合同会社の場合は、定期的に役員変更の登記をする必要がありません。

会社の機関設計

会社を設立した場合に、どのような形の運営形態にするかを検討する必要があります。

会社法では、株主総会や取締役会を会社の機関として位置付けており、会社の運営形態を定めることを、会社の機関設計と呼びます。

株式会社の場合、まずは取締役会を設置するか否かがポイントになります。

株式会社の、最もシンプルな機関設計は、取締役会を設置しないタイプの機関設計で、取締役会非設置会社と呼ばれる形態です。一人で株主と取締役を兼ねるような形で創業する場合には、最もおススメの機関設計です。

最初はシンプルに設立して、会社の規模が大きくなった時点で、必要に応じて機関設計を変更していくこともできます。なお、何人が集まって創業する場合には、取締役を複数置くことも可能で、必要に応じて取締役の人数を増やしていくこともできます。

創業する際に選択する会社の種類及び機関設計についてのご相談は、当事務所までお問い合わせください。

アイデア大全

創造力とブレイクスルーを生み出す 42 のツール
読書猿 著

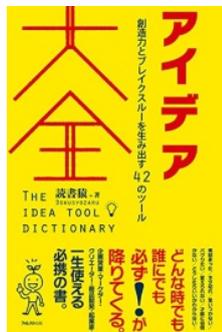
単行本：336 ページ

出版：フォレスト出版

価格：1,700 円 (税別)

はじめに

物事をすすめる際に行き詰まってしまふことは多々あります。本書では古今東西のアイデア発想法、科学技術、芸術、文学、哲学、心理療法、宗教、呪術など幅広い分野から、新しい考えを生み出す 42 個の技法が紹介されています。掲載されている手法から 2 つ紹介します。



なぜなぜ分析

開発者：大野耐一（トヨタ自動車工業 元副社長）

用途と用例：トラブルの真の原因をつかみたいとき。

根本的な改良を追求するとき。

レシピ：1 つの出来事・現象について「それはなぜか？」と自問自答することを 5 回繰り返す。

< 動かなくなった機械のなぜなぜ分析 >

▶なぜか？（1 回目）なぜ機械は止まったか？→オーバーロードがかかって、ヒューズが切れたからだ。

▶なぜか？（2 回目）なぜ機械にオーバーロードがかかったのか？→軸受部の潤滑が十分でないからだ。

▶なぜか？（3 回目）なぜ軸受部は十分に潤滑していかないのか？→潤滑ポンプが十分汲み上げていないからだ。

▶なぜか？（4 回目）なぜポンプは十分に汲み上げないのか？→ポンプの軸が摩耗してガタガタになっているからだ。

▶なぜか？（5 回目）なぜポンプの軸は摩耗したのか？→ろ過器（ストレーナー）がついていないので、切粉が入ったからだ。

以上、5 回の「なぜ」を繰り返すことで、ろ過器（ストレーナー）を取り付けるという根本的対策を発見できました。もし、1~2 回のなぜで止めてしまうと原因がヒューズやポンプの軸になってしまい、同じトラブルが再発します。

この手法は「工程異常発生時には製造ラインを惜しげなく停止させて問題解決に取り組む」という言葉で知られるトヨタ生産方式を体系化した大野氏による脱・犯人探しの分析法といえます。

ルビッチならどうする？

開発者：ビリー・ワイルダー（映画監督）

用途と用例：行き詰まりを脱する。

私淑により自分を高める。

レシピ：これといった人物を 1 人定め、「彼/彼女なら、どうするだろうか？」と考えてみる。

< ビリー・ワイルダーの実例 >

映画監督であるビリー・ワイルダーは次の言葉をオフィスの壁に掲げていました。

How would Lubitsch have do it? (ルビッチならどうする?)

ワイルダーは絶えずこれを仰ぎ見て、自らの師であった名匠エルンスト・ルビッチ監督だったら、この映画をどう撮るだろうかと思いを巡らせ、インスピレーションを得たといえます。

この 2 人は実際に師弟関係でしたが、現代ではそのような関係はそれほど容易に生まれることはありません。そのときは「私淑（直接教えを受けることはできないが、ある人を密かに尊敬してその感化をうけること）」という方法が有効です。孟子が孔子の死後 100 年して誕生したにもかかわらず、孔子の教えを受け継ぐものだと孟子が考えたもの、「私淑」の考え方に依るものです。

他、40 個の発想法と、筆者による丁寧な解説とレビューは読んだだけでアイデアが湧いてくるような気になります。社内ワークショップなどに活用できる一冊です。